

令和 4 年 9 月 2 8 日
(一社)広島県タクシー協会

広島県B地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

広島県B地区においては、令和 2 年 2 月 1 日からタクシー運賃の改定を実施（改定率 2.41%）いたしました。これによる令和 4 年 2 から 7 月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

(注)広島県B地区とは、広島県のうち、広島市(一部区域を除く。)、廿日市市(一部区域を除く。)、安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町を除いた区域。

1 運賃を改定した事業者数 128 社

(注)改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定したタクシー協会会員事業者数。
以下は、128 社のうち集計ができた 116 社の調査結果である。

2 平均増収率 ▲28.6%

(注)平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定前 6 ヶ月間とは平成 31 年 2 月から同年 7 月、改定後 6 ヶ月間とは令和 4 年 2 月から同年 7 月までをいう。

(算式)改定後 6 ヶ月間の営業収入(税引き後)÷改定前 6 ヶ月間の営業収入(同)×100-100

3 一般運転者に係る運転者 1 人平均賃金上昇率 ▲10.0%

改定前 1 人平均給与月額 (平成 31 年 2 月～7 月)	改定後 1 人平均給与月額 (令和 4 年 2 月～7 月)
209,106 円	188,113 円

(注)一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満
8社	6社	3社	15社	13社

-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
12社	49社	106社

※一般運転者賃金データ無し 10社

(注)賃金改善率は、次の算出により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る令和4年2月～7月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る平成31年2月～7月の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況(運転者に限る。)

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満
58社	7社	5社	6社	5社	4社

97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	95%未満	計
2社	2社	1社	23社	113社

※賃金データ無し 3社

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る令和4年2月～7月の賃金総支給額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る平成31年2月～7月の賃金総支給額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 具体的な改善事例

(1)手当類の創設拡充

- ・基本給増額 2社
- ・時給増額 2社

- ・賃率1%アップ
- ・無事故手当新設 2社
- ・精勤手当新設 2社
- ・通勤手当新設
- ・皆勤手当増額

(2) その他改善事例

- ・労働時間の短縮 11社
- ・賞与・報奨金を年2回から6月・9月(決算賞与)・12月の3回とした。
2社
- ・労働日数削減一部実施
- ・残業時間減

参考：運賃改定前後6ヶ月間の輸送実績(広島県B地区・タクシー協会集計分)

広島県B地区 実績合計		平成31年2月～ 同年7月	令和4年2月～ 同年7月	運賃改定前後 比率 (%)
輸送収入(千円)		4,992,140	3,678,416	73.7
輸送回数(千回)		3,436	2,484	72.3
輸送人員(千人)		4,910	3,405	69.3
実働率(%)		60	53.9	89.8
実車率(%)		44.4	43.0	96.8
当 た り 実 働 一 日 一 車	輸送収入(円)	20,148	17,704	87.9
	輸送回数(回)	14	12	85.7
	輸送人員(人)	20	16	80.0
	走行キロ(km)	131	113	86.3